

# 株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務約款

## (責務)

- 第1条 建築主（以下「甲」という。）及び株式会社香川県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（確認検査に係る申請及び引受証を含む。以下同じ。）及び株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引き受け証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
  - 乙は、甲からの業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 甲は、別に定める株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の確認検査申請手数料を、第3条に規定する日「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
  - 甲は、乙の請求があるときは、乙の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
  - 甲は、乙が業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない<sup>(イ)</sup>
  - 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し、乙がなした建築基準関係規定への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。
  - 甲は、第6条第2項の規定に基づき確認申請関係図書の一部の提出期限を延期した場合には、当該図書を当機関が指定する日までに提出しなければならない。<sup>(イ)</sup>
  - 確認済証の交付前までに甲の都合により申請に係る計画を変更する場合は、甲は、速やかに乙に変更部分の確認関係申請図書を提出しなければならない、かつ、その計画変更が大規模な場合にあっては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて確認を申請しなければならない。<sup>(イ)</sup>
  - 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。<sup>(イ)</sup>
  - 甲は、乙の請求があるときは、乙の中間検査業務及び完了検査遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。<sup>(イ)</sup>

## (業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に定める期日とする。

### (1) 確認業務

確認業務の期日は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期日とする。<sup>(イ)</sup>

イ 消防長又は消防署長の同意を要しない確認	確認引受日から7日
ロ 消防長又は消防署長の同意を要する確認	確認引受日から14日

### (2) 中間検査業務

中間検査実施日を当該工程工事終了予定日又は中間検査引受日の4日以内の日で、甲乙協議して定めることとし、中間検査の業務期日は、中間検査実施日の翌日（その日が業務規程第3条第2項に定める休日の場合は、その翌日）とする。

### (3) 完了検査業務

完了検査実施日を工事完了日又は完了検査引受日のいずれか遅い日から7日以内の日で、甲乙協議して定めることとし、完了検査の業務期日は、完了検査実施日の翌日（その日が業務規程第3条第2項に定める休日の場合は、その翌日）とする。

- 乙は、甲が前条第5項から第11項まで及び第4条第1項に定める責務を怠ったときその他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。<sup>(イ)</sup>

## (手数料の支払期日)

第3条 甲の手数料の支払期日は、次の各号に掲げる期日とする。

- (1) 確認申請手数料は、業務規程第8条第1項、同第15条第1項に定める引受日<sup>(イ)</sup>
- (2) 中間検査申請手数料は、業務規程第20条第1項に定める引受日<sup>(イ)</sup>
- (3) 完了検査申請手数料は、業務規程第29条第1項に定める引受日<sup>(イ)</sup>

#### (手数料の支払方法)

第4条 甲は、当機関が手数料規程に定める額を、前条に定める日に現金又は当機関が指定する銀行口座に振り込まなければならない。なお振り込みに要する費用は、甲の負担とする。

#### (確認申請の計画変更)<sup>(イ)</sup>

第5条 甲は、確認の申請の引受け前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の確認申請関係図書を提出しなければならない。<sup>(イ)</sup>

- 2 前項の計画変更が、引受け後にあつては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取下げ、別件として改めて確認の申請をしなければならない。<sup>(イ)</sup>
- 3 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があつたものとする。

#### (甲の契約解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げる旨の通知をしてこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、その手数料の返還を乙に請求することができる。この場合、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、その手数料を甲に返還しない。
- 6 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。
- 7 第2項の規定により契約を解除した場合は、乙は、甲に申請関係図書を返還するものとする。

#### (乙の契約解除権)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、手数料を甲に返還しない。またその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (秘密保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### (別途協議)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に基づき協議のうえ定めるものとする。

#### (附則)

この業務約款は、平成13年10月1日から施行する。

この業務約款は、平成20年5月23日から施行する。<sup>(イ)</sup>